

第百五号議案

東京都営空港条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二設備使用料の部大島空港格納庫の項を次のように改める。

大島空港格納庫	
格納庫	一月 四十九万四千五百円
事務室	一月 八万五千二百円

別表第二備考一ただし書、備考五及び備考六中「大島空港格納庫」の下に「（格納庫及び事務室）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

大島空港格納庫事務室の設備使用料の区分を設定するほか、規定を整備する必要がある。